

## 誓約書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

鳥取市雨水貯留タンク設置補助金の交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 雨水貯留タンクは、自らが使用するために購入するもので、販売、譲渡又は貸し付けを目的として購入するものではありません。
- 2 雨水貯留タンク設置完了後は、適正に維持管理し、7年以上存続させるとともに、事故防止及び安全対策に努めます。
- 3 気象情報、防災情報の収集に努め、台風や集中豪雨等の大雨が予測されるときは、事前に貯留タンク内に溜まった雨水を排水し、貯留機能を高めます。
- 4 設置工事中及び設置完了後において雨水貯留タンクの変形及び破損等が生じた場合、修理に要する費用は自ら負担します。
- 5 雨水貯留タンクの異常により第三者に対し損害等が生じた場合において、いっさいの賠償責任を負います。
- 6 住所移転等により雨水貯留タンクを譲渡する場合は、その譲渡人に対し、この誓約条項を承継させます。
- 7 補助金の審査に必要な資料として市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税等）の納付状況について確認することを承諾します。
- 8 暴力団（鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。